

令和5年議会運営の評価及び検証

検証結果報告

令和5年2月28日

【検証者】

旭川大学経済学部経営経済学科 教授

中島公認会計士事務所 公認会計士・税理士

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 監事

黒川 伸 一

中島 幹 雄

長谷川 明 彦

目 次

1 検証の概要	1
(1) 検証の実施期間	1
(2) 検証の範囲	1
(3) 検証の方法	1
2 検証の結果	
(1) 全体としての検証結果及び意見	2
(2) 項目別検証結果及び意見	3
3 むすび	7
【検証対象】	
令和3年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）	9
令和5年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）	17

1 検証の概要

(1) 検証の実施期間

令和5年1月1日から令和5年3月20日までを実施期間とし、検証者3名による会議を、1月19日、26日、2月7日及び28日の計4回実施した。

(2) 検証の範囲

令和元年5月16日から令和4年12月20日までの間における令和3年旭川市議会運営の評価（令和3年議会運営の評価及び検証実施要領（以下「令和3年実施要領」という。）の2に規定する別記様式）及び令和5年旭川市議会運営の評価（令和5年議会運営の評価及び検証実施要領（以下「令和5年実施要領」という。）の2に規定する別記様式）による議会の自己評価を検証の範囲とした。

(3) 検証の方法

議会運営の評価及び検証実施要綱並びに令和3年実施要領及び令和5年実施要領に基づき、旭川市議会基本条例逐条解説その他関係資料の提示を受け、検証のための会議を開催し、議会の自己評価について関係者に説明を求めるとともに、関係者への質問等により検証に必要な確認を行いながら、評価の妥当性や今後のあるべき方向性などについて全体的な検証及び項目別の検証を行い、合議により意見の取りまとめを行った。

2 検証の結果

(1) 全体としての検証結果及び意見

はじめに、議会運営の自己評価及び検証は、旭川市議会が他の自治体に先駆けて行っているものであり、非常に素晴らしい取組であると評価できる。市民からすると、「市議会や議員は何をしているのか分からない」と思われがちかもしれないが、このような取組は、市民の市議会に対する理解、関心につながる一つの手段であると言えるであろう。

次に、議会運営の自己評価については、対象期間である4年間のうち、コロナ禍により議会活動にも様々な制約があった中、議会を市民の身近な存在にするべく議論が重ねられ、実行されていることが推察できるものであった。また、平成31年の検証の結果を受け、評価項目や評価方法の大幅な見直しがされ、定性的評価とすることにより、分かりやすく効果的な評価へと改善されている。特に後期（令和5年）の自己評価は、前期（令和3年）に比べより具体的で前向きな表現となっており、こうした改善は、市民の信頼に結びつくものと考えられる。

議会を含め市政運営は、常に時代や社会情勢の変化に応じ、評価し、見直し、課題に対応していくことが大事であり、完成形はないものである。

そういった観点から、今回の評価の仕方について、次のとおり意見を述べる。

ア 評価項目について

今回の評価項目は、平成31年の検証において指摘があった「評価項目の見直し」に着手し、実現すべき事項として「1 市民に開かれた議会」「2 市民の立場に立った市政の監視と評価」「3 多様な市民意見を踏まえた政策形成」「4 時代の要請に応える議会機能の強化」の4項目に集約されたが、評価項目については、議会改革の取組の進捗や社会情勢に合わせて、評価の都度見直し、適切に設定されることを検討されたい。

イ 判定における段階評価について

平成31年の検証においても段階評価について指摘され、見直しはされているものの今回の検証においても具体的な判定の是非についてたびたび議論となった。特に、A判定の「十分な成果が出ている」とB判定の「一定の成果が出ている」は明瞭に区分することが難しく、区分する必要性も余りないのではないかと

考える。また、評価項目の中には段階評価になじまないものもあり、評価結果を適切に伝えることに限界があると考え。そうであるならば、段階評価を廃止し、実績・効果・課題等についての記述を充実させるような、文章による詳細な評価を記載する方がより評価内容が適切に伝わると考えることから、文章による判定を検討されたい。

ウ 評価の方法について

評価は、「実績」「効果」「課題等」「今後の取組」と4に区分して記載されているが、それぞれの結びつきが整理されるように工夫するとより分かりやすい自己評価になると考える。

エ 自己評価等において示された課題等への取組状況の説明について

自己評価及び検証において示された課題や今後の取組について、その後の取組状況や方向性を何らかの方法で市民に明示することも必要ではないかと考える。議会として、示された課題等に対してどのように取り組んでいるかを示すことは、議会活動の市民へのアピールにもつながると考えることから、議会の取組状況について市民に示すことも検討されたい。

今回の検証作業では、議会と市民とのコミュニケーションの促進が一つのテーマとなった。この観点からすれば、自己評価とその検証は市民に届くものでなければならぬと考えることから、以上の点を考慮された上で、自己評価が更に深化していくことを期待する。

(2) 項目別検証結果及び意見

1 市民に開かれた議会

「市民に開かれた」という観点では、質問項目や議決結果など必要な情報がホームページや議会だよりなどで示されているほか、本会議の様子はインターネット中継でいつでも視聴できるなど、十分な取組がなされているといえる。

また、情報発信の方法についても、紙媒体のほかSNSを活用し、主体的に情報発信をしていることから幅広い世代へ情報提供しようという姿勢が伺える。

今後は、受け手である市民が提供されている情報をきちんと受け取れているかとい

う観点や、議会に興味・関心を持ってもらえるかという観点で取り組む必要があると考える。

情報の発信や傍聴環境の整備は一定程度取組が進んでいることから、もう一步踏み込んで、情報を受け取ってもらうために議会が市民とどのようにコミュニケーションを図っていくかを工夫する段階に来ていると考える。

また、まちづくりを進めていく上で、若い世代の方に興味・関心を持ってもらうことが重要であり、例えば、議員が学校へ出向いていく、あるいは学生を議場へ招いて議会や議員の活動について説明をするなど、議会をアピールすることも必要な取組と考える。こういった取組を通じて、若い世代の方の意見を取り込んでいき、市の施策に反映させていくことができれば、議会に対する興味が増えると思われる。

「市民に開かれた議会」とは、市民に議会を理解してもらうことを意味し、最終的には議会への信頼につながるものであるため、市民とのコミュニケーションを図りながら、引き続きしっかり取り組んでいきたい。

2 市民の立場に立った市政の監視と評価

政策提案・提言については、その時々々の社会状況に応じて提案されるものであり、必ず提出しなければならないものではないと考える。令和5年の自己評価では実績がなかったとあるが、市政の課題に一定のめどがついたものもあることから、政策提案・提言を行う時期ではなかったものとする。しかしながら、4年間を通して見ると実績が少ないことに疑問を感じる市民もいることから、常任委員会等で課題認識を持って議論していることなどがあれば、進捗状況や検討状況として実績に織り込むことも検討されたい。

議員間討議については、令和3年、令和5年のいずれの自己評価においても「十分な取組ができなかった」ことを課題としており、今後の取組において「積極的に取り組む」としている。議会基本条例第4条第1項で議会は「言論の場であることを踏まえ、議論を尽くして合意形成に努める」と規定しているが、議会が市民から選ばれた議員で構成される合議体であることを考えると、議員間で討議をしていることは通常のことであり、議決がなされている以上、会派内あるいは非公開の代表者会議などにおいて何らかの形で討議はされているものとするのが自然である。

現在の議員間討議の制度は、議会基本条例の運用を検討する上で出来上がったもの

と推察されるが、条例のつくりをみると、議会の活動原則として議論を尽くすと規定されているだけで、制度に基づく議員間討議でなければならないというつくりにはなっていないことから、前段で述べた、結論を導くための何らかの形での討議が条例の意図するところに合致したものかどうかの検証を行い、場合によっては制度運用を変更するなどの検討も必要ではないかと思われる。

3 多様な市民意見を踏まえた政策形成

日頃から市民の意見を把握している議員が、関係団体との意見交換等を基に市民及び関係団体双方の意見を生かした政策提言を行ったことは、多様な市民意見を踏まえた政策形成を一定程度行えていると考える。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により制約が多い中、市民と議会の意見交換会や議員研修会、常任委員会視察を実施したことは評価できる。

一方で、関係団体との意見交換については、前期の課題等にも記載があるように、実施している団体が固定化されていることから、意見交換の実績のない団体などとの実施に向けて、議会からアプローチするなど、幅広い層から意見を聞くことができるような取組に期待したい。それが多様な市民意見を踏まえた政策形成には不可欠であると考えられる。また、常任委員会視察の視察内容は、市民にとっても有益な情報もあることから、報告書等のホームページへの掲載について取り組んでいただきたい。

市民は、意見交換等により議会が暮らしの課題を認識し、よりよい方向に向けて活動することや課題を解決してくれることを期待していることから、これまで蓄積してきた情報や能力を活用し、政策提案・提言に生かしていただきたい。

4 時代の要請に応える議会機能の強化

「時代の要請に応える」という観点では、議会のICT化は適しており、先進地を視察し精力的に協議を行い、新庁舎移転時からのタブレットや電子採決システムの導入を決定するなど、前進したことは評価できる。コロナ禍の影響もあり、全国的に様々な分野で電子化やオンライン化が進み、活用されている状況にあることから、デジタル機器の導入をもって終わるのではなく、ペーパーレス化や市民とのコミュニケーションツールとしての活用などICTがもたらす効果を十分に発揮できるよう、その

最大限の活用に努められたい。また、今後は議会のICT化が進んだ結果、市民にどのような効果をもたらされたかといった観点からの評価についても検討されたい。

「議会機能の強化」というと、二元代表制の中の議会の役割である地方自治体の意思を決定する機能，その執行を監視する機能，積極的な政策提案を通して政策形成する機能などを強化することが想定されるが，自己評価においては，議会のICT化に関する記載が大半を占めているように見受けられる。また，ICT化や電子採決が市民にとってどのようなメリットがあるのか分からない。そのため，この項目が何を評価するためのものなのかを今一度はっきりさせる必要があると思われるので，次回の評価に向けてこの項目の在り方について検討されたい。

3 むすび

価値観の多様化した現代社会において、人と人をつなぐ地域社会の役割は重要性を増している。また、市民が議会に期待することは、自分たちの思いが議会に伝わり、それをきちんと受け止めてくれていると実感できることであろう。そのため、地域社会と密接な関係にある議会には以前にも増して多大な期待が寄せられていると言え、議会基本条例に基づく「評価と検証」は、議会の役割を大きく推進するものである。

これまでも旭川市議会はたゆまぬ改善を続けてきており、そのことは今回の検証作業からも十分理解できたところである。一方で、そのような議会の取組が市民に届いているかといえば、心許ないところがあるのも事実であり、議会活動に対する市民の関心も必ずしも高いとは言えない状況である。市民の思いを把握し、議会に対する関心を高めるためには、これまで以上に積極的に市民とコミュニケーションを図ることや受け手の側に立った情報発信のほか、政策提案・提言を通して市政の課題の改善により積極的に取り組むことが重要である。特に、これからのまちづくりを担う若年層とのコミュニケーションは一層重要であると考ええる。

また、政策提案・提言に関して言えば、各議員が選挙の際に訴えたことはその時点での市政の課題であり、市民はその課題が改善されることを望んでいるのである。そのため、議会が、課題の改善に向け積極的に政策提案・提言を行うことが市民と議会の信頼関係の構築につながるであろうし、ひいては議会に対する関心を高めることにもつながるものと考ええる。

新庁舎の完成を一つの契機としながら、より一層、市民から身近に感じられ、親しまれ、交流が生まれる議会となることを望むとともに、議会の自己評価とその検証という全国の自治体の中でも先進的な旭川市議会の取組がますます成熟し、旭川市のまちづくりに貢献することを期待したい。

令和3年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）

令和3年 旭川市議会運営の評価

実現すべき事項	1 市民に開かれた議会	
基本条例	第5条（説明責任） 第9条第2項（政務活動費） 第10条（情報の公開） 第11条（広聴広報機能） 第12条（市民との意見交換）	
取組目標	・意思決定の内容を市民に分かりやすく説明 ・多様な手法を活用して積極的に情報発信 ・政務活動費の使途の透明性を確保 ・傍聴しやすい環境を整備	
評 価	判 定 A	A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。
実 績	○各号議案に対する各議員の賛否及び議決結果を公開。 ○本会議及び議案審査特別委員会の会議録速報版を公開。 ○市議会だよりを年4回発行し、議会の活動内容を発信。 ○常任委員会及び議会運営委員会の全文反訳した会議録を公開。 ○市長提出議案、議会提出議案及び請願・陳情を公開。 ○広聴広報委員会の記録を公開。 ○政務活動費に係る決算書及び領収書の写しに加え、研修の参加等に係る報告書の写しを公開。 ○ホームページに会議録速報版、常任委員会等の会議録等を掲載。 ○SNSを活用し、市民と議会の意見交換会の開催等を発信。 ○全ての会議の傍聴人名簿を廃止。 ○既に公開されてきた全ての委員会の傍聴について、許可制を廃止。	
効 果	○市議会だよりの定期的な発行に加え、本会議等の会議録速報版や常任委員会等の会議録を公開したことにより、議会の意思決定の内容である議決結果のほか、議案審議の経過、質疑の内容について市民に一層丁寧に説明することができた。 ○ホームページの掲載情報をより一層充実させたことで、市民が時間や場所を気にせず、知りたい情報を入手することができるようになり、一層情報公開が進んだ。 ○政務活動費を活用した研修の参加等に係る報告書の写しを公開したことで政務活動費の使途の透明性が更に向上した。 ○傍聴人名簿の廃止や委員会を公開制にしたことで市民が傍聴しやすい環境の整備が進んだ。	

<p style="text-align: center;">課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い市民に関心を持ってもらえるように市議会だよりの内容の見直しや情報発信の手法の検討が必要である。 ○ケーブルテレビによる本会議の中継については、試験放送を行っていたが、全会一致となっていないことから、本放送に係る協議が進んでいない。 ○会議を傍聴する市民が少ない。
<p style="text-align: center;">今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会だよりの掲載内容の改善やページ数の増等について検討する。 ○議会への関心や理解が深まるような情報発信の方法を検討する。 ○ケーブルテレビによる本会議の中継について引き続き協議する。 ○新庁舎完成を見据えた傍聴環境の向上を検討する。

実現すべき事項	2 市民の立場に立った市政の監視と評価		
	基本条例	第4条（議員間討議による合意形成） 第13条（議会における審議及び審査の原則） 第14条（政策提案及び政策提言）	
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成に向けて積極的に議員間討議を活用 ・政策の質的向上のために積極的に提案及び提言 ・必要に応じて特別委員会を設置し慎重に審議 	
評価	判定	B	A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。
	実績	<p>○常任委員会から市長部局に対して3件の政策提言を行った。 【提言内容】 民生委員・児童委員の業務の負担軽減等について（民生常任委員会） 特別支援保育事業の見直しについて（民生常任委員会） 安心して生活できる除排雪体制の確立について（建設公営企業常任委員会）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に関する決議を2度にわたり可決し、市に対して、感染拡大に備えた医療・検査体制の充実・整備と更なる経済対策を求めるとともに、市民を守るための議会としての決意を示した。</p> <p>○市長提出議案に対して3件の附帯決議を可決した。</p> <p>○予算・決算の審議に当たり特別委員会を設置し、審議してきている。</p> <p>○令和元年、令和2年ともに議案審査特別委員会を5回設置し、議案を審議した。</p>	
	効果	<p>○関係団体との意見交換や常任委員会視察を通じて市政の課題を整理し、必要な事項を政策提言したことにより、市長部局において民生委員の処遇改善や除排雪体制の見直しに向けた取組が行われた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る決議を受け、市長部局において医療・検査体制の充実及び市独自の経済対策が講じられた。</p> <p>○市長提出議案に対する議会の意見を附帯決議で示すことにより市民の立場に立った市政の監視を行った。</p> <p>○予算と決算を同一の委員構成で一体的に審査することにより質疑等で指摘した事項の施策への反映状況等をチェックし、効果的な市政の監視を行うことができた。</p> <p>○特別委員会の設置により十分な質疑が行われ政策課題の指摘ができた。</p>	

<p>課 題 等</p>	<p>○合意形成に向けた議員間討議について十分な取組ができなかった。 ○今期は政策条例の提案に至らなかった。</p>
<p>今後の取組</p>	<p>○合意形成に向けた議員間討議の実施について積極的に取り組む。 ○政策形成機能強化に向け事務局体制を整備する。 ○市民意見・要望に基づく政策提言等や課題解決に向けた政策条例の制定について積極的に検討する。</p>

<p>実現すべき事項</p>	<p>3 多様な市民意見を踏まえた政策形成</p>	
<p>基本条例</p>	<p>第4条第2項（議員間討議による合意形成） 第12条（市民との意見交換） 第14条（政策提案及び政策提言） 第15条（議会及び議員の研鑽）</p>	
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係団体との意見交換を通じて多様な意見を把握 ・市民要望を踏まえ市政の課題を整理 ・政策提案に向けて議員間討議を積極的に実施 ・政策提案や政策提言につながる研修等を実施 ・常任委員会の活性化 	
<p style="text-align: center;">評 価</p>	<p>判 定</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">B</p>	<p>A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。</p>
	<p>実 績</p>	<p>○市民と議会の意見交換会は常任委員会単位で4回開催し、延べ218名の参加があった。（令和元年度） ○5つの関係団体と意見交換を実施した。 【実施団体】 旭川民間保育所相互育成会 民生委員児童委員連絡協議会 旭川商工会議所政策委員会 旭川除排雪業者ネットワーク協議会 旭川地区保護司会 ○議員研修会は「指定管理者制度で『稼ぐ施設』の実現について」をテーマに実施した。（令和元年度） ○関係団体や市民との意見交換における要望や常任委員会視察による先進地調査の結果等を基に市長部局に対して政策提言を行った。 【提言内容】 民生委員・児童委員の業務の負担軽減等について（民生常任委員会） 特別支援保育事業の見直しについて（民生常任委員会） 安心して生活できる除排雪体制の確立について（建設公営企業常任委員会） ○常任委員会行政視察後、各常任委員会で情報共有を行った。 ○市民との意見交換における要望、常任委員会視察による先進地調査の結果を踏まえ、議長に対して議会としての災害対応等について検討することを提案した。 【提案内容】 議会としての災害対応等の検討について（総務常任委員会）</p>
	<p>効 果</p>	<p>○常任委員会ごとに課題認識を共有した上で意見交換や行政視察に臨んだことで積極的な政策提言等につながった。 ○常任委員会の行政視察後に情報共有を行ったことで、政策提案・提言に向けた情報の蓄積ができた。 ○市民等の要望把握、市政の課題の整理、提言内容の検討を行う過程で、議会としての政策形成能力の向上が図られた。</p>

<p style="text-align: center;">課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度の市民との意見交換会の参加者数は増加したものの、その数が多いとは言えない。また、参加者の年齢層に偏りがある。 ○市民との意見交換会や行政視察後の取組が不十分である。 ○意見交換を実施している関係団体が限定的である。 ○政策提言等に向けた取組状況について常任委員会ごとに濃淡がある。
<p style="text-align: center;">今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民と議会の意見交換会について、参加者数の更なる増加を図り、様々な世代の意見を市政に反映させるため、関係団体等と連携して開催することを検討する。 ○様々な関係団体との意見交換を積極的に行う。 ○政策形成に係る議論の進め方を検討する。 ○関係団体・市民との意見交換における要望や行政視察による調査結果を政策提案等に結びつけられるような仕組みを検討する。 ○常任委員会ごとにテーマを決め、政策提言等につなげる検討と議論を行う。

<p>実現すべき事項</p>	<p>4 時代の要請に応える議会機能の強化</p>	
<p>基本条例</p>	<p>第4条第2項（議員間討議による合意形成） 第15条（議会及び議員の研鑽） 第19条（議会運営の評価及び検証）</p>	
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営の自己評価により課題を整理 ・ 社会情勢を踏まえた議会改革を実践 ・ 議会機能を維持するための危機管理体制を整備 	
<p style="text-align: center;">評 価</p>	<p>判 定</p>	<p style="text-align: center;">B</p> <p>A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。</p>
	<p>実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31年議会運営の評価・検証の結果を踏まえ、自己評価の手法と外部検証の実施時期について見直しを行った。 ○各会派等から提案のあった31項目の議会の改善・要望事項について、精力的に協議し、全会一致となったものについて実施した。 ○議会のICT化に関し議会運営委員会で先進地を視察し、調査した。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、議会機能を維持するために、旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針を策定した。 ○旭川市議会災害対応等検討会議を設置し、旭川市議会業務継続計画を策定した。 ○コロナ禍の対応として、議場や委員会での感染防止対策を実施した。
	<p>効 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自己評価の手法と外部検証の時期の見直しにより、長期的な視点での取組が可能となったほか、実現すべき事項を明らかにしたことで実現に向けた有機的な取組を行うことにつながった。 ○他の市議会におけるICTの現状を把握することができた。 ○新型コロナウイルス感染症などの災害等への対応方針や業務継続計画を策定することにより、有事の場合における議会機能の維持に係る体制が確保された。
	<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の改善・要望事項の実施項目が少ない。 ○議会のICT化に関する先進地の視察調査を行ったが、全会一致となっていないことから、ICT化に係る協議が進んでいない。
	<p>今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の改善・要望事項が数多く実現できるような仕組みを検討する。 ○積極的な議会改革について検討する。 ○議会のICT化について引き続き協議する。 ○時代に合った議会機能の強化について検討する。

令和5年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）

令和4年12月

議会の評価に当たって

1 評価方法・対象期間について

本市議会は、別紙1「議会運営の評価及び検証実施要綱」に基づき、議会運営の実績について、議会運営委員会委員の全員及び無所属議員が合議により、議会の自己評価を行った。

今回の評価は、別紙2「令和5年議会運営の評価及び検証実施要領」に基づき、常任委員会委員等の改選が行われた令和3年5月20日から令和4年12月20日までを対象期間とした。

2 評価項目の選定について

令和5年の評価では、令和3年に引き続き、平成31年の検証結果を基に実現すべき項目として4つの事項を設定した。

平成31年までの評価項目は、基本条例の条文の内容に沿って構成され、それぞれの取組目標が設定されていたが、取組によって得られる効果と目指すべき目標との関係が見えない状況にあったこと及び外部検証者から「議会の実態に即して評価項目全体の見直しを検討する時期にあると考える。」との意見が示されたことから、議会として目指すべき事項を定め、評価項目をその事項別にテーマ分けする等、市民にも分かりやすくするため、旭川市議会基本条例第3条の「議員の活動原則」の内容に沿って分類することとし、令和3年に大幅な見直しを行った。

また、評価方法についても、実際の取組内容に加えて、取組を行った結果どのような効果に結びついたのかが分かるよう「効果」の項目を追加したことに加え、議会運営の諸課題を抽出し、今後どのような取組をするべきかを明確にするため、「今後の取組」の項目を追加した。

議会運営の評価及び検証実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号。以下「議会基本条例」という。）第19条の規定に基づく議会運営の評価及び検証（以下「評価検証」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価 議会が実施する自己評価をいう。
- (2) 検証 前号の評価を学識経験者等が検証する外部評価をいう。

(評価検証の対象)

第3条 評価検証の対象は、議会基本条例に定める事項その他議会運営に関する事項とする。

(評価検証の実施)

第4条 評価は2年に1回、検証は4年に1回実施するものとし、対象期間その他必要な事項は、その都度、議会運営委員会において協議して定める。

(評価の方法及び報告)

第5条 評価は、議会運営委員の全員及び無所属議員の代表者が合議により段階評価及び文章評価を行うものとする。
2 議会運営委員会は、前項の規定による評価の結果を議長に報告する。

(検証の方法及び報告)

第6条 検証は、学識経験者等が前条第1項の規定による評価の結果の妥当性等について合議により行う。
2 前項の学識経験者等の依頼の人数、期間その他必要な事項は、その都度、議会運営委員会において協議して定める。
3 議長は、第1項の検証の結果を文書により受け、議会運営委員会で報告する。

(評価検証結果の公開)

第7条 評価検証の結果は、議会ホームページ、議会報への掲載等により公開する。

(事務)

第8条 評価検証に関する事務は、議会運営委員会が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか評価検証に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

令和5年議会運営の評価及び検証実施要領

- 1 議会運営の評価及び検証実施要綱（平成24年10月3日議会運営委員会決定。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき令和5年に実施する評価及び検証の対象期間については、次のとおりとする。
 - （1）評価 令和3年5月20日から令和4年12月20日まで
 - （2）検証 令和元年5月16日から令和4年12月20日まで

- 2 要綱第5条第1項により実施する評価は、別記様式によることとし、令和4年10月1日から同年12月20日までの間に行うものとする。

- 3 要綱第6条第1項により実施する検証は、令和5年3月20日までに実施するものとする。

- 4 要綱第6条第2項の規定により依頼する学識経験者等の人数については、学識経験者のみ5名以内で構成するものとし、依頼する期間は令和5年1月1日から同年3月20日までとする。

なお、依頼する学識経験者は、議会に関する専門知識を有する者とし、特に市内在住者であるか否かは問わない。

- 5 要綱第6条第3項の規定により議長が受けた検証結果は、現任期中の議会運営委員会においてその文書を配付し、報告とする。

令和5年議会運営の評価

実現すべき事項	1 市民に開かれた議会	
基本条例	第5条（説明責任） 第9条第2項（政務活動費） 第10条（情報の公開） 第11条（広聴広報機能） 第12条（市民との意見交換）	
取組目標	・意思決定の内容を市民に分かりやすく説明 ・多様な手法を活用して積極的に情報発信 ・政務活動費の使途の透明性を確保 ・傍聴しやすい環境を整備	
判定	A	A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。
評価 実績	○議場で行う質問の通告項目をホームページに掲載するとともに、傍聴者にも配付した。 ○全ての意見書を傍聴者にも配付した。 ○旭川市議会としてSNSのアカウントを取得し、日程等の情報発信をすることを決定した。（今期決定） ○旭川市情報コーナー（メガセンタートライアル旭川店1階）を活用し、本会議の日程等を周知した。 ○議会だよりにホームページアドレスのQRコードを掲載した。 ○ミュージックウィークに合わせて6年ぶりに議場コンサートを開催し、73名の参加があった。（令和4年度）	
効果	○様々な媒体から、市民が求める情報を発信することにより、幅広い市民に情報を提供することができた。 ○議場コンサートなどにより、普段議会に関心が薄い市民が議場に訪れるきっかけができ、議会を広く周知することができた。	
課題等	○議場における質問・質疑の通告をホームページに掲載及び傍聴者に配布しているが、質問内容を市民に分かりやすくするため、できる限り詳しく記載する必要がある。 ○本会議以外はネット配信されておらず、特別委員会等での議論を市民にタイムリーに知っていただくためにも配信が必要である。 ○現状の市議会だよりの構成は、質問項目が誰の質問であったのかが分かりづらく変更が必要である。	
今後の取組	○特別委員会等でのインターネット中継の実施を検討する。 ○議会だよりについてはより市民が分かりやすい構成への変更を検討する。 ○新庁舎完成を見据えた傍聴環境の向上を検討し、また、更なる傍聴啓発に取り組む。	

<p>実現すべき事項</p>	<p>2 市民の立場に立った市政の監視と評価</p>	
<p>基本条例</p>	<p>第4条（議員間討議による合意形成） 第13条（議会における審議及び審査の原則） 第14条（政策提案及び政策提言）</p>	
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成に向けて積極的に議員間討議を活用 ・政策の質的向上のために積極的に提案及び提言 ・必要に応じて特別委員会を設置し慎重に審議 	
<p>評 価</p>	<p>判 定</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">B</p>	<p>A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。</p>
	<p>実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市長提出議案に対して3件の附帯決議案を可決した。 ○常任委員会から意見書を提出した。（経済文教常任委員会） ○議会図書室機能の充実に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規購入図書を常任委員会ごとに配架 ・図書情報のデータベース化 ・お薦め図書の掲載等，議会図書室だよりの毎月発行 ○予算・決算の審議に当たっては，特別委員会で分科会を設置し，十分な時間を確保し丁寧に審議した。 ○令和3年は3回，令和4年は3回の議案審査特別委員会を設置し，議案を審議した。
	<p>効 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市長提出議案に対する議会の意見を附帯決議で示すことにより，市民の立場に立った市政の監視を行った。 ○常任委員会に付託を受けた陳情について審査した結果，採択となり，意見書を提出することにより，市民意見を反映させることができた。 ○議会図書室機能の充実により，議員による図書の貸出数が増加する等，議員の研鑽に寄与した。 ○予算と決算を同一の委員構成で一体的に審査することにより質疑等で指摘した事項の施策への反映状況等をチェックし，効果的な市政の監視を行うことができた。 ○特別委員会の設置により十分な質疑が行われ政策課題の指摘ができた。
	<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○合意形成に向けた議員間討議について十分な取組ができなかった。 ○政策提案・提言について，今期については実績がなかった。
	<p>今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○合意形成に向けた議員間討議に積極的に取り組む。 ○政策形成機能強化に向けた体制を整備する。

<p>実現すべき事項</p>	<p>3 多様な市民意見を踏まえた政策形成</p>	
<p>基本条例</p>	<p>第4条第2項（議員間討議による合意形成） 第12条（市民との意見交換） 第14条（政策提案及び政策提言） 第15条（議会及び議員の研鑽）</p>	
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係団体との意見交換を通じて多様な意見を把握 ・市民要望を踏まえ市政の課題を整理 ・政策提案に向けて議員間討議を積極的に実施 ・政策提案や政策提言につながる研修等を実施 ・常任委員会の活性化 	
<p>評価</p>	<p>判定</p>	<p>B</p> <p>A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。</p>
	<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○3つの関係団体と意見交換を実施した。 【実施団体】旭川民間保育所相互育成会、旭川ユネスコ協会、旭川商工会議所（令和5年2月実施予定） ○コロナ禍のため事前申込み・人数制限を行いつつ3年ぶりに市民と議会の意見交換会を実施し、延べ93名の参加があった。（令和4年度） ○市民と議会の意見交換会において、様々な世代の意見を反映させるため、テーマに関係する団体に課題等を説明いただくなど、知識を深めた上で意見交換を行った。 ○請願・陳情を提出する際の押印を廃止し、電子メールでの提出を可能とした。 ○議員研修会を3年ぶりに実施した。（令和4年度） 【テーマ】「DX推進で旭川市はどう変わる？」 ○本市議会として、積極的な政策立案を目的として先進事例を調査するため、3年ぶりに議員を派遣し、各議員が単独行政視察を行った。 ○全ての常任委員会において、行政視察後に正副委員長班の視察結果を共有した。 ○特別委員会の委員構成を見直し、必ず無所属議員が選任されるよう改善した。
<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民と議会の意見交換会は、コロナ禍による人数制限により少人数となったものの、関係団体からの課題等の説明により、活発な意見交換ができた。 ○市民や関係団体との意見交換を通じて、多様な意見の把握や課題の整理ができた。 ○請願・陳情の提出方法が簡素化された。 ○研修会や視察を実施し、政策提案や政策提言につながる情報を収集することができた。 ○常任委員会の行政視察後の情報共有により、常任委員会として政策提案・提言に向けた情報の蓄積ができた。 ○全ての会派等の議員が特別委員会の構成員となることで、より多様な視点で審査することができた。 	

<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍ということもあり、関係団体との意見交換が減少したことから、オンライン開催も含めた実施の検討が必要である。 ○政策提案に向けた議員間討議が実施できていない。 ○行政視察の常任委員間の共有化は実施したが、視察内容の市民への報告方法を検討する必要がある。
<p>今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体へ出向いて要望を聞く取組を検討する。 ○市民と議会の意見交換会においては、様々な世代の方に参加していただけるようなテーマ設定を検討する。 ○政策形成に関わる議論の進め方について検討する。 ○行政視察の報告を常任委員会として取りまとめ、報告書をホームページに掲載する。

実現すべき事項	4 時代の要請に応える議会機能の強化	
	基本条例	第4条第2項（議員間討議による合意形成） 第15条（議会及び議員の研鑽） 第19条（議会運営の評価及び検証）
	取組目標	・議会運営の自己評価により課題を整理 ・社会情勢を踏まえた議会改革を实践 ・議会機能を維持するための危機管理体制を整備
評価	判定	B A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。
	実績	○前期の自己評価において整理された課題と今後の取組について、積極的に協議した。 ○議会のICT化について精力的に協議を行った。 ○議会のICT化に関し、道内において令和2年4月以降に新庁舎となった議会の状況を調査した。 ○各会派等から提案のあった38項目の議会の改善・要望事項について精力的に協議し、「新庁舎に電子採決システムを導入する。」など全会一致となった5項目について実施することとした。 ○旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針を一部改正した。
	効果	○ICT化について、改善・要望事項とは別に協議を開始するとともに、他の市議会におけるICTの現状を把握することができ、新庁舎の議会フロアにWi-Fi環境を整備することを決定できた。 ○新型コロナウイルス感染症の発生当初に作成した対応方針を、陽性になった場合の療養期間や濃厚接触の範囲等を現状に合わせて改正したことで、感染が流行している中においても、議会機能をより継続しやすくなった。
	課題等	○議会の改善・要望事項が全会一致となるまでに時間を要している。 ○議会のICT化の推進により、ペーパーレス化及び職員の作業の軽減に向けて取り組むことが必要である。
	今後の取組	○議会の改善・要望事項をより推進するため、積極的に協議を進める。 ○議会のICT化については、新庁舎開設時の導入に向けて積極的に協議を進める。

前期の自己評価における課題や今後の取組〈参考資料〉

実現すべき事項	1 市民に開かれた議会
判定	A
課題等	○幅広い市民に関心を持ってもらえるように市議会だよりの内容の見直しや情報発信の手法の検討が必要である。 ○ケーブルテレビによる本会議の中継については、試験放送を行っていたが、全会一致となっていないことから、本放送に係る協議が進んでいない。 ○会議を傍聴する市民が少ない。
今後の取組	1 市議会だよりの掲載内容の改善やページ数の増等について検討する。 2 議会への関心や理解が深まるような情報発信の方法を検討する。 3 ケーブルテレビによる本会議の中継について引き続き協議する。 4 新庁舎完成を見据えた傍聴環境の向上を検討する。

実現すべき事項	2 市民の立場に立った市政の監視と評価
判定	B
課題等	○合意形成に向けた議員間討議について十分な取組ができなかった。 ○今期は政策条例の提案に至らなかった。
今後の取組	1 合意形成に向けた議員間討議の実施について積極的に取り組む。 2 政策形成機能強化に向け事務局体制を整備する。 3 市民意見・要望に基づく政策提言等や課題解決に向けた政策条例の制定について積極的に検討する。

実現すべき事項	3 多様な市民意見を踏まえた政策形成
判定	B
課題等	○令和元年度の市民との意見交換会の参加者数は増加したものの、その数が多いとは言えない。また、参加者の年齢層に偏りがある。 ○市民との意見交換会や行政視察後の取組が不十分である。 ○意見交換を実施している関係団体が限定的である。 ○政策提言等に向けた取組状況について常任委員会ごとに濃淡がある。
今後の取組	1 市民と議会の意見交換会について、参加者数の更なる増加を図り、様々な世代の意見を市政に反映させるため、関係団体等と連携して開催することを検討する。 2 様々な関係団体との意見交換を積極的に行う。 3 政策形成に係る議論の進め方を検討する。 4 関係団体・市民との意見交換における要望や行政視察による調査結果を政策提案等に結びつけられるような仕組みを検討する。 5 常任委員会ごとにテーマを決め、政策提言等につなげる検討と議論を行う。

実現すべき事項	4 時代の要請に応える議会機能の強化
判定	B
課題等	○議会の改善・要望事項の実施項目が少ない。 ○議会のICT化に関する先進地の視察調査を行ったが、全会一致となっていないことから、ICT化に係る協議が進んでいない。
今後の取組	1 議会の改善・要望事項が数多く実現できるような仕組みを検討する。 2 積極的な議会改革について検討する。 3 議会のICT化について引き続き協議する。 4 時代に合った議会機能の強化について検討する。